

保険診療に消費税「ゼロ税率」適用を求めます

2018年度税制改正において、医療に係る消費税のあり方については、本年末に予定する税制改正大綱で一定の結論が示される見通しとなっている。医療機関は、仕入れの際に支払った消費税分を控除出来ず、「損税」が発生している。厚生労働省は、今まで診療報酬改定で引き上げ、損税は解決済みとしているが、その後のマイナス改定、包括化により、補填分は実質的には含まれていない。診療報酬への上乗せを前提とした損税の解決策では、抜本的解決にならず、医療機関の診療科目などに応じて負担割合にばらつきもあり、過不足なく公平に補填できないことは明らかである。

損税問題の解決策として、保険診療等を課税対象にして、消費税率をゼロ%で計算し、免税にする仕組みである「ゼロ税率」の適用を求める。協会・保団連は、今年3月から4月にかけて会員診療所を対象とした消費税負担額調査を実施した。その結果、消費税負担割合の平均値は、医科無床診療所2.79%、医科有床診療所4.01%、歯科診療所2.31%であった。消費税が10%に上がれば、損税による経営不振が深刻になる。在宅介護を含む地域医療をこれ以上疲弊させないよう至急な見直しを要求する。

記

- 一、 保険診療に消費税「ゼロ税率」を適用すること。

以上

2018年 月 日

意見欄 ～ この部分は匿名にて届けていきます。多くの記入をお願いします

ゴム印でも
結構です

住 所：
医療機関名：
氏 名：

先生の署名のみで結構です。※この用紙をご返送ください。